

平成 3 1 年

文教委員会会議録

と き 平成 3 1 年 2 月 2 6 日

品 川 区 議 会

平成31年 品川区議会文教委員会

日 時 平成31年2月26日（火） 午前10時00分～午後0時27分
場 所 品川区議会 議会棟5階 第4委員会室

出席委員 委員長 塚本 よしひろ 君 副委員長 鈴木 博 君
委員 渡部 茂 君 委員 つる 伸一郎 君
委員 南 恵子 君 委員 飯沼 雅子 君
委員 石田 しんご 君 委員 高橋 しんじ 君

出席説明員 中 島 教 育 長 本 城 教 育 次 長
有 馬 庶 務 課 長 篠 田 学 務 課 長
若生学校制度担当課長 熊 谷 指 導 課 長
大関教育総合支援センター長 横 山 品 川 図 書 館 長
福島子ども未来部長 高 山 子 ど も 育 成 課 長
二ノ宮児童相談所移管担当課長 廣 田 子 ど も 家 庭 支 援 課 長
佐 藤 保 育 課 長 吉 田 保 育 施 設 調 整 担 当 課 長
大 澤 保 育 支 援 課 長

○午前10時00分開会

○塚本委員長

ただいまから文教委員会を開会いたします。

本日の予定ですが、昨日の文教委員会で、所管質問の項目が新たに追加となりましたことから、皆様の机上に審査・調査予定表を配付しております。

それでは改めまして、お手元の審査・調査予定表のとおり、報告事項およびその他と進めてまいります。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いたします。

報告事項に入ります前に、昨日の委員会の請願・陳情審査、平成31年請願第11号、小中学校の給食費の無償化を求める請願の意見表明において、高橋しんじ委員より、発言の一部を取り消したいと申し出がありました。

お諮りいたします。本件につきまして、会議規則116条の規定により、申し出のとおり取り消すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○飯沼委員

委員長、すみません。ちょっと中身がどこが違ったかというのを。

○塚本委員長

取り消す部分がどこかということですか。

○塚本委員長

そこを、今、この委員会で指摘すると、削除したことがまた議事録に残るので再度削除しなければいけないというような話になるので、ここでは言えないと思います。

○飯沼委員

了解します。

○南委員

了解というふうに、私たちもそういう態度になるのですけれども、しかし発言された箇所は表決の態度表明の部分でしたよね。ですから、できるだけ本当に慎重に、質問するべきはもっと事前の質問時間のときにしてその部分を確認されて、それで態度表明のときは、お互いに間違いはあることを前提で言っているのですけれども、私などは特にそうなのですけれども、やはり態度表明のときは本当にそういう取り消しがないような状況をつくって、質疑を完了していきたいと思っておりますので、お互いに注意をしなくてははいけないかなと一言申し上げたいと思います。

○塚本委員長

では、改めてお諮りいたします。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○塚本委員長

ご異議なしと認めます。よって、発言を取り消しを許可することに決定いたしました。

1 報告事項

(1) 平成30年度品川区教育委員会事務事業の点検および評価報告書について

○塚本委員長

それでは、改めまして予定表1の報告事項を行います。

予定表1、報告事項の聴取をいたします。初めに、(1)平成30年度品川区教育委員会事務事業の点検および評価報告書についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○有馬庶務課長

それでは、私から、平成30年度品川区教育委員会事務事業の点検および評価報告書について、ご説明いたします。少し長くなりますが、ご容赦ください。資料のほうをご覧ください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条では、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結論を議会に提出し、公表するものとなっており、これらを通して効率的な教育行政に資するとともに、区民への説明責任を果たすことを目的に実施しているものでございます。

資料の2番、仕組みについてです。品川区教育委員会事務事業評価実施要領に基づき、対象事業を選定し、事業ごとに評価する方式を採用しております。

評価基準につきましては(2)に記載のとおり、基本評価として、継続性・効果性・効率性をそれぞれA B C Dの4段階で評価し、そして2ページ目、総合評価として、拡充、継続、見直し、廃止をそれぞれA B C Dで評価いたします。

対象事業につきましては、新規事業、規模を拡大した事業、今後事業継続するにあたり工夫が必要と思われる事業、教育委員会が必要と認める事業という4つの条件をもとに、今年度は13事業を評価対象事業といたしました。

次に、評価の結果でございますが、3ページ目をご覧ください。A評価、拡充が2事業、B評価、継続が11事業で、C評価の見直し、D評価の廃止という事業はございませんでした。

次に、(2)の教育委員会の総評でございます。対象事業については、教育目標に従い着実・適切に執行されていることが認められる。拡充とした事業については区民ニーズを的確に把握し、更に効果ある事業を進めること。継続した事業についても、その意義と目的を常に意識し、学校や関係機関とも連携して実施する努力をされたい。そして評価結果を活かし、さらに創意工夫を重ねて事業推進に当たられたいというようなことが教育委員会としての総評となっているものでございます。

それでは、次のページをおめくりください。個別の事業の評価について、今後の方向性および教育委員からの意見というところを中心にご説明させていただきたいと思っております。

1番の学校改築の計画的な推進でございます。継続性がA、総合評価はBとしております。今後の方向性については、新たに策定される長期基本計画においても実施計画に位置づけ、毎年1校の新規改築校着手を継続していくとしています。教育委員からの意見といたしましては、建物の老朽度、就学人口の動向、地域バランス等を考慮しつつ、適切に改築校を選定し、継続的に着手するよう努めていくことという意見です。

2番の学校図書館資料整備でございます。総合評価はBとしております。今後の方向性については、小学校・義務教育学校(前期課程)は、今後も蔵書の更新を図っていく。また中学校・義務教育学校(後期課程)は文部科学省の基準冊数を満たすよう蔵書率を高めるとともに、蔵書の更新を図っていくとしております。教育委員からの意見としましては、学校図書館の蔵書の充実等、一定の成果が認められる。引き続き蔵書を充実し、蔵書率の増加を図るとともに、さらに学校図書館が活用されるよう努められたいというような意見をいただいております。

3番目の学校事務のIT化推進です。総合評価はBです。今後の方向性としましては、学校事務・校務事務でのパソコン・ネットワークの活用方法について検討し、より効果的な環境整備を行っていきとしています。教育委員からの意見といたしましては、学校運営において必要不可欠な事業である。今後パソコンやシステムの更新に当たってはその成果を検証し、課題解決や運用方法の見直しを行うなど、より効果的なICT活用の推進が求められるという意見でございます。

4番目、教職員支援経費でございます。基本評価の効率性がAでございます。総合評価はBとしております。方向性につきましては、教員の負担軽減を図る体制が徐々に結果として出始めている。引き続きスクール・サポート・スタッフ配置校を拡大していく予定であるとしております。教育委員からの意見では、スクール・サポート・スタッフ、ティーチャーズ・ルーム・アシスタントの人的配置により一定の成果がみられた。今後は全校で実施できるような体制が望ましい。また同時に教員の意識改革を進め、人的措置に頼るだけでなく、多方面から働き方改革を進めていく必要があるという意見をいただいております。

5番目、区固有教員の採用でございます。総合評価はBでございます。今後の方向性は、長期基本計画上の目標任用数30名を目指し、効果検証を行っていく。教育委員からの意見は、今後とも人材育成を図るとともに、市民科やコミュニティスクールなど区の教育施策を牽引するための有効な活用等についても研究していく必要があるとされております。

6番目、校区教育協働委員会。総合評価はBでございます。今後の方向性ですが、コミュニティ・スクール推進委員会を設置し、事業の充実を図るとともに、学校と地域の連携を区全体として進めていけるよう、他部署との連携や町会・自治会等への周知を引き続き進めていくとしております。教育委員からの意見では、学事制度審議会の答申を受け、学区域や学校選択制が一貫教育を更に推進する方向で整理されている。各校単位で設置する校区教育協働委員会においても、中学校区単位での連携の在り方について検討する必要があるといただいております。

続きまして、7番の学校支援地域本部事業でございます。総合評価はBでございます。今後の方向性では、学校地域コーディネーターや学校支援ボランティア等の人材確保を図るため、コミュニティ・スクールフェスタなどの活動を周知・浸透させる取り組みを行っていきとともに、事業の進め方など、これまでの実績を踏まえ、効率的に行うための事務等を整理していく。教育委員からの意見といたしましては、アシスタント・コーディネーターを柔軟に活用できるようにするなど、各学校支援地域本部の実態に応じた運営ができるよう、制度の在り方を検討する必要があるといただいております。

8番目、マイスクールの運営でございます。継続性と効果がA、総合評価はAとしております。今後の方向性としましては、不登校の未然防止・早期対応を図るため、学校・関連機関と連携し、児童・生徒の学校復帰に向けた効果的な支援の在り方や個々の状況に応じた支援について検討していきとしています。教育委員からの意見といたしましては、平成30年度に3カ所目となるマイスクール浜川が開設され、支援の場を広げることができた。また、児童・生徒を取り巻く環境が複雑になってきており、専門的な人員が必要になってくる。今後も指導体制の工夫を進めるとともに、関係機関との連携を図り、一人一人の社会的自立を図ることが大切であるとしております。

9番目の就学事務（就学相談）でございます。これは各項目、基本評価、総合評価ともAとしております。今後の方向性ですが、人口増の影響や支援を必要とする児童・生徒の増加により、事業の継続と支援は拡充するということでございます。教育委員からの意見では、障害や発達の違いから生ずる様々な教育的ニーズがあることを踏まえ、一人一人の社会参加を目指し、適切な教育環境について保護者と

の共通理解を図る必要がある。今後とも区立学校における教育支援環境に精通した相談員等による継続かつ丁寧な相談体制を確保することが大切であると考えています。

10番目、これは品川図書館運営費の中の高齢者支援事業でございます。継続性がA、総合評価はBとなっております。今後の方向性では、今後も3図書館で毎月1回継続的に実施し、区民により定着させ、どんな世代でも気軽に立ち寄れる図書館の役割を広げていくとしています。教育委員からの意見といたしましては、多くの高齢者や高齢者を支える区民が気楽に参加できる場の一つとなるよう、高齢者福祉課や在宅介護支援センターなどと緊密に連携し、地区図書館3館で開催する認知症カフェを地域のコミュニティに定着させることが重要と考えると考えています。

続きまして11番目、図書館サービスの充実でございます。総合評価はBでございます。今後の方向性ですが、大崎図書館分館では、より地域に密着した図書館づくりを目指す。今後は「量的サービス」のみならず、「質的サービス」の向上を目指し、地域資料のデジタル化、障害者サービス、多文化サービスなど、より区民の役に立つ図書館づくりを心がけるとしています。教育委員からの意見といたしましては、大崎エリアでの図書館分館・図書館類似施設の開設など、これは取次施設のことを指しておりますけれども、図書や視聴覚資料を区民が望めば簡単に手に取ることができる環境がますます充実してきたと評価している。今後はレファレンスサービスの更なる充実や障害者サービスの拡充、国際化に向けた多言語資料提供サービスなどの新たな展開を大いに期待したいと考えています。

それから12番目、図書館のブックフェアでございます。総合評価はBでございます。今後の方向性ですが、地区図書館が互いに切磋琢磨しながら、区民が読書により関心を持ってもらえるよう創意工夫を続けると。様々な図書を紹介することで、生涯学習の発展を促し、より豊かな地域社会が形成されることを目指すとしています。教育委員からの意見といたしましては、区民の多種多様な興味を喚起する特集本コーナーや、児童に向けての事業として、春・秋と行っているフェアの取り組みなど、創意工夫が見受けられる。豊かな生活を送るための生涯学習のきっかけとして、読書に関心が高まる取り組みを今後も期待すると考えています。

最後、13番目になりますが、学校図書館維持管理でございます。継続性がA、効率性はC、総合評価はBとなっております。今後の方向性では、品川図書館と学校との一層の連携・情報共有などを図りながら進めていくことが重要になると。学校図書館スクールコーディネーターとの連携も推進し、地域とも共同していく。教育委員からの意見といたしましては、学校図書館スクールコーディネーターと学校図書館支援スタッフとの連携を深めることによる新たな学校図書館の活動を期待する。図書の貸出数を増やすだけでなく、調べ学習などで図書館に滞在するという活用の仕方の拡充も必要ではないかというところでいただいているところでございます。

続きまして、17ページの(4)点検・評価に関する学識経験者からの意見でございます。この学識経験者の意見でございますが、これにつきましても地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項において、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとするという規定がございます。これに基づいて行っているものでございます。今年度は、法政大学の名和田教授に依頼し、教職員支援経費および学校図書館資料整備および維持管理について意見をいただいたところでございます。

それでは、概略について説明いたします。まず1番目の教職員支援経費ですけれども、学校働き方改革「しながわ働き方改革」を推進するために非常に重要な事業であると冒頭いただいております。そして少し中ほどになります。「品川区教育委員会においては、国や都の支援も活用しながら、さらに独自の予算措置を講じて、充実した教職員支援体制を整備してきていることは高く評価されるものであ

る。経費だけではなく」少し飛びますけれども「広く系統的に推進されていると評価できる」といただいております。

めくっていただきまして18ページのところにもありますが、上から5行目になります。「そこで、今度の課題として」というところになります。「今後の課題として、教員の意識改革、文化の改革が求められるであろう」というようなことを言われております。下のほうになりますけれども、「教員の長時間労働の是正は、今日の小中学校、義務教育学校の教職員の活動が多岐にわたっているという、教育現場特有の事情によって求められているだけではなく、ゆとりのある職場環境こそ教職員が誇りとやりがいをもって教育に取り組める前提条件であることからしても、日本の教育の質を決定づける重要な政策目標である。品川区教育委員会は、この取り組みをさらに充実させていくべきである」といただいております。

2番目の学校図書館資料整備および維持管理についてということでございます。「この事業は、図書館サイドから運営スタッフを派遣して学校図書館を支援するという非常にユニークでまた有意義かつ意欲的な事業である」といただいております。

少し飛びまして中ほどです。「支援の内容面においても充実しており」1行飛んで「組織体制としてはボランティアの活用を図っているのが注目される」といただいております。下から5行目になりますけれども、「ボランティアに学校の考え方を十分理解していただくのはもちろんだが、学校・図書館側も、地域で暮らす区民等の考え方や生活を理解して募集・依頼し、地域と学校との信頼関係が深化するようにすることが期待される。また、地域との関係づくりのために、学校図書館ボランティア養成講座を学校として積極的に依頼してほしい。図書館の社会的役割は質量ともに拡大しており、様々な工夫が見られる」。最後のページになります。「他の文化施設と同様にいわゆる『文化的コモンズ』として機能する使命を持ち『ソーシャルインクルージョン』の役割を果たすことが求められている。この事業を基盤として品川の学校図書館の実践がさらに深化されることを期待したい」というようなことで、意見をいただいたところでございます。

なお、今後につきましてですが、本日この文教委員会で報告した後、3月上旬には区のホームページのほうで公表をする予定となっております。

○塚本委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○南委員

改めて確認なのですが、今読み上げた名和田先生の1番のところの教職員支援経費の部分の中ほどで、教育委員会が充実した教職員支援体制を整備していることを評価されているわけですが、改めて、この教職員支援体制というのはどういうことなのかを確認をさせていただきたいと思います。

それと、同じところの最後のところで、ゆとりのある職場環境こそ教職員が誇りとやりがいをもって教育に取り組める前提条件だとおっしゃっていて、そのとおりだと思うのです。それでゆとりのある職場環境というところが、この間の文教委員会の中で、予算・決算特別委員会も含めて、教員の働き方という点でいろいろ聞いてみると、なかなかゆとりのあるとはとても言えないような状況があるのではないかと思うわけです。昨日も少し議論になったところだと思いますけれども、このゆとりある職場環境づくりのために、教育委員会としてはこういう提言を受けてどのようにしていこうと捉えているのか、整備されようとしているのか、その辺をひとつ伺いたいと思います。

○熊谷指導課長

まず、教職員支援経費でございますけれども、まずこれまで品川区におきましては、学校働き方改革「しながわ働き方ルネサンス」を平成29年から実施してきております。その中で、具体的にどのような支援を行ってきているかというところですが、人的措置・環境整備をまず行ってきています。これは他区市町村では見られない、かなり大がかりな取り組みをしてきたというところがございます。

特に、例えばSSS、これは国と都と区と3分の1ずつで、今年度から実施したものですけれども、SSSは18名。これは500名程度の大規模校につける教職員支援でございます。これに加えて、区独自のティーチャーズ・ルーム・アシスタントということで、小規模校、中規模校であっても、例えば繁忙期、健康診断がある時期、周年行事がある時期、研究発表会のある時期、そういった時期に支援をする職員を17校につけたところでございます。

こういったところで教職員支援経費、人的にはつけているのに加えて、これまでもコミュニティ・スクール全校実施、3年間かけて行ってきましたけれども、非常勤職員であるコーディネーターを入れ、学校支援地域本部で支援していく。そしてどのような学校を目指していくのか、校区教育協働委員会で考えて協議していく。そういった部分で、かなりの面で教員支援を行ってきたところです。

環境整備につきましては改めて申し上げるまでもありませんが、パソコンの1人1台配備ですとか、校務システム、グループウェアの活用等、他区市町村では行っていないところを早くから行ってきたというところで、教職員支援を行ってきたところです。

ゆとりのあるというところで、今後目指していく方向性なのですが、こうした人的支援が都からも評価されまして、来年度SSS、いわゆるスクール・サポート・スタッフにつきましては、今年度の18校から全校配置ということが決まっております。また、コミュニティ・スクールにつきましても今年度全校展開になりましたので、次年度以降、しながわ！コミュニティ・スクールフェスタを契機としまして、さらに教員支援も含め、学校の教育力を高めていきたいと考えているところでございます。

○南委員

ありがとうございました。改めてそうやって全体的な取り組みを一定程度まとめて報告していただくと、その支援体制の規模・中身がわかるかなと思って伺っていたのですが、そういう状況・体制をとっていただきながらも、現実的には先生方が十分な授業準備をする時間がなかなか確保できないという事実はあると思うのです。そこをどのように整備していったらいいかというところがひとつ一番大きな課題ではないかと私は思っているのです。ここでそこをどうこう言うつもりはないのですが、そういうしっかりとした授業準備、やはり子どもたちが授業を聞いて、勉強しておもしろいんだと気がつく子ども、もちろんそういう授業をしてくださっている先生方が大勢おいでだとは思っているのですが、やはりそういう子どもたちに育てていただけるように、いろいろな問題点を1日も早く克服・解消していただきたいということを、改めてお願いをしていきたいと思っております。

それから、あと2番目のところの学校図書館のところなのですが、名和田先生のお話では、18ページ一番下のところで、「図書館の社会的役割は質量ともに拡大しており、様々な工夫が見られる」と指摘していただいているわけですが、その数行後に「関係者には場合によってはソーシャルワークの専門性さえ要求される場面があろう」とあって、これは学校図書館のところなので、本当にそうなのだろうと思いつつ読んでいたのです。

これはどうこうという質問にはならないのですが、学校によって、それから地域によっていろいろな状況が違ってきているので、ソーシャルワークの専門性というのも本当に図書ということを通し

て要求されるというのは、なるほどなと思いました。意見です。

○塚本委員長

ほかにご発言はございますか。

○飯沼委員

言葉がわからないところを教えてください。1つは8番のマイスクールの運営のところなのですが、教育委員からの意見の「専門的な人員が必要になってくる」というところで、このところ浜川の中学校の中にもできて、マイスクールの環境が充実をしているのですけれども、やはりさらなるというか、いろいろ専門的な人を入れてというあたりでは、どのような関係の人が必要になっているのかというのを1点教えてください。

あと、11の図書館サービスの充実ところなので、いろいろ書かれているわけですが、やはりこれからの外国人の方々の利用に対して、蔵書の充実ももちろんなのですが、使い勝手のよさとか表示の関係とか、あと言語の対応とか、その辺がどのようにになっていくか、これからしていくのかも含めて教えてください。

あと、13の学校図書館維持管理のところなのですが、様々な方の力をいただいて充実をしていると思うのですが、学校側の司書教諭というのは今どのくらいいらっしゃるのか、教えてください。

○大関教育総合支援センター長

1点目のマイスクールに関してのお答えでございます。専門的な人員といたしましてここで想定している者は、今、キャリア教育を含めまして受験に関する指導の経験のあるスタッフですとか、教員免許があるだけではなくて、実際に学校現場で生徒指導に当たった経験、あるいは近年は発達の違いなどへの学校現場での対応の状況などもよく知っているスタッフがより望ましいと考えております。直接対応した経験がなかったとしても、そのような学校の状況がわかっている、学校と情報共有が誰とでもできる、そのような人員が重要であると考え、今、指導員の配置体制等を工夫しているところでございます。

○熊谷指導課長

学校図書館の司書教員についてですけれども、12学級以上は必ず司書教諭を置くと学校図書館法で決まっておりますので、こちらについては、12学級以上の学校については全校配置と言いたいところなのですが、1校だけ司書教諭がない学校がございます。そちらについては次年度、司書教諭の配置が可能となるところでございます。

○横山品川図書館長

11番の図書館サービスの充実についてご質問いただきましてありがとうございます。

多言語サービスにつきましては、外国人の方の対応のために、今は英語だけで表記させていただいておりますが、これから増やしていく予定でございます。また外国の資料の充実のために、平成31年度予算で多言語の図書の書籍の指標になりますMARCというものを所蔵できるように、予算要求して対応できるようにしているとともに、外国の方がいらしたときに対応できるようなタブレット対応についても、本格実施を検討させていただいているところでございます。

○飯沼委員

ありがとうございます。司書教諭のところは人数を教えてください。あと司書教諭の配置されていないところへの援助とか、何かそういう学校図書館に関しての話し合いとか連携が持たれているのかどうか、ひとつ教えてください。あと言葉を教えてください。7番目の学校支援地域本部

事業の一番下のところに書いてあるアシスタント・コーディネーターを今年度から配置しているけれども、この方がどういう方なのか、どのような仕事をしているのかも教えてください。

○熊谷指導課長

学校図書館司書教諭についてですけれども、12学級以上の学校に配置しておりますけれども、義務教育学校については全校配置しておりますので、10名配置しております。小学校につきましても10名、中学校につきましても1名。本来でしたら2名配置の予定なのですが、ちょうど異動者で司書教諭が配置できなかったということで、今年度は1校のみ配置ができなかった学校がございます。

それとは別なのですが、アシスタント・コーディネーターについては品川コミュニティ・スクールには非常勤職員としてコーディネーターを各学校に置いておりますけれども、コーディネーターだけではなかなか業務が多々ありまして大変であるというところで、コーディネーターを補佐する意味でアシスタント・コーディネーターを配置しております。ですので、学校によって使い方は様々なのですが、放課後の地域未来塾を担当するといったような業務を特化して行うアシスタント・コーディネーターもおりますし、またコーディネーターの補佐として一緒にやっていく方もおります。

○飯沼委員

それぞれありがとうございます。学校関係、図書の関係の連携がやはり強まって、いろいろ力を発揮してくださっていると思うのですが、一つ最後の教員の支援のところ、やはり職員の多忙化の問題は本当に改善していかなければいけない、今本当に一番考えていかなければいけない部分ではないかと思っております。学校にいろいろアシスタント・コーディネーターとかコミュニティ・スクールの担当の方とか、配置はされていますけれども、やはり教員の多忙化といえば、教員の方々が1日の、1週間の、1カ月の、1年分の子どもたちの授業をこなすだけの時間がないという、そこが最大の問題点であると思っております。

1つ先に聞いておきたいのは、小学校・中学校、教員の正規の方と非正規の方の割合、わかったら教えてほしいです。

あと、多忙化の解消でいろいろ工夫はされていると思うのですが、やはり一番欠けているのが人力的な問題ではないか。国の働き方改革の中で示されている、すごく問題があると言いながら、一番抜けているのが、学校の人員のところを増やしていくという方向で全くといってこないと思うのです。

国の教員勤務実態調査というのが、2016年、小学校と中学校に調査をされたのですが、その中身によると、教員は月曜日から金曜日まで毎日平均12時間近く働き、あと休みのはずの土日も働いています。また、副校長とか校長はもっと厳しい状況で働いているといった状況が調査の中で浮かび上がっているのです。

調査では、私がこの間決算特別委員会のときにも取り上げたのですが、小学校教諭は1日6コマに近い授業、4時間25分ということなのですが、1日8時間の勤務を割り返していくと、授業の準備をする時間が1時間17分しかない。前にも言いましたが、授業の準備は1コマに対して約1時間ぐらいの準備が必要である。だから4コマでやると何とか1日が回っていく状況の中で、人を増やさずに1日5コマとか6コマ授業をしていくことによって、もう足りないのは当たり前前に歴然としているぐらい時間がないといった状況の中で、やはりいろいろ工夫はもちろん大事だし、先生たちは聖職だから子どものために一生懸命働いてしまうのだという考えが言われているかもしれないのですが、やはり基本的に持ち時間に対しての時間数が足りないのです。やはりコマ数を減らしていく。そのためには人を増やさなければいけないという考えがかなり示されていると思うのです。やはりここ抜きに

しては教員の多忙化の問題は改善しないと思うのです。その点に対してどう考えていらっしゃるのか聞かせていただきたいと思います。

○熊谷指導課長

まず、正規の教員ということなのですが、これは義務教育学校の前期課程を含みますけれども、824人。うち8名は固有教員です。それから、中学校・義務教育学校の後期課程は349人。うち15名が固有教員となっております。人数的に固有教員の人数が足りないというところでして、こちらは東京学芸大学附属竹早中学校や、それから品川区教育委員会事務局の指導課で指導主事として勤務、また副校長として勤務というところでは、その辺人数には含めておりません。

非常勤職員なのですが、こちらは今何人というのは申し上げられないのですが、日々変わっておりまして、産休・育休代替ですとか、それからお休みに入ってしまったというところで、何人というよりは、同じ方が何校も掛け持ちをしていたりします。人数としては、今手元には把握したものはございません。

それから、コマ数を減らすということなのですが、こちらについてはまず学習指導要領で授業時数・コマ数が決まっていますので、これを標準時数というのは学校教育法施行規則で定められていますので、これを下回ることができません。ですので、持ち時数なのですが、学校によっても教科によっても異なり、例えば技術家庭の教員、もともとの授業時数が非常に少ないので、持ち時数が少ないということもあります。学校規模や教科によって持ち時数というのは様々ですので、これについてはコマが減ればということで一概に判断することは難しいと思っております。

また本区におきましては、先ほど申し上げなかったのですが、区独自に区費の指導助手ですとか区費講師等もつけていますので、先ほどの都の非常勤講師に加えて、さらに学校からのニーズに応じた区費講師、指導助手等を配置しているというところで、ほかと比べるとかなりの人数の教員の配置が行われているところでございます。

○飯沼委員

ありがとうございます。非正規の教員の方は割合的にどのぐらいいらっしゃるのですか。中学校などはかなり多いのではないかなと思うのですが、大ざっぱな意味での割合がわかったら、教えていただきたいと思います。

あと、コマ数のことなのですが、これを解明するにはすごく時間が要るし、表か何かをつくらないとなかなかわからないと思うのですが、今の小学校だと、普通1日5コマ、6コマ。この中においては、本当に1授業に対して1時間の準備はできないと思うのです。やはりその大もとのところに対する考え、やはりここの認識を変えていくと、やはり国が動いていないので、国を動かしていかないと、本当に現場の多忙化は解消できないと思うのです。だから何でも職員増やせばいいと言っているわけではなくて、やはり根本の問題として教員を増やさないと、この多忙化の問題は簡単には改善していかないと考えているので、その辺を聞かせていただきたいです。

あと、昨日も残業の条例が1つかかってきましたけれども、やはり教員給与特別措置法の4項目があることと、あと4%の上乗せの給与になっているがために、超過勤務のカウントがきちんとされていないという問題、ここの問題を大もとの改善をしていかないと、本当に教員の長時間労働は改善しないと思うのですが、そこのところは多分文部科学省で検討していると昨日も話がありましたね。そういった意味だけでなく、現場を抱えている品川区の教育委員会として、やはりその教員の超過勤務のあり方とか、そういうことについてしっかりと意見を持って言っていかなければいけないと思うのですが、

その点はいかがでしょうか。

○熊谷指導課長

まず、再任用と非常勤の大体の割合なのですけれども、非常勤の割合が1.8%ぐらいです。再任用の割合が3.5%となっております。若干人数のずれがあると思うのですけれども、大体非常勤職員が30名ぐらいであろうと思います。再任用が大体50名程度でございます。

それから、授業のこと、今1時間の授業につき1時間の準備ということなのですけれども、平成28年11月の国会答弁で、初等中等教育局長が、当時まだ週44時間勤務だったのですけれども、44時間のうち、半分は授業時間の準備などということで、1時間の授業につき1時間と言っていないのです。勤務時間の半分、これを授業時間。残りが授業指導の準備などの校務ということなので、それ以外のものも入ってくるというところでございます。

授業準備、時間的にゆとりがあるに越したことはないのですけれども、それを補ってくれるのが、先ほど申し上げたSSS等であるのです。印刷とか、それから学校だより、学年だより等の配布ですとか、そういった今まで教員がやってきたことをこうしたSSS等が行うことによって、時間的にゆとりが生まれているという状況にあります。

それから、4%の調整手当につきましては今回もかなり4%を変えるようにというご議論もあったかのように聞いていますけれども、実際は莫大な税金がかかるということもありますので、現段階では4%の手当てがついているために、超過勤務として認められるのは超勤4項目のみということになっております。

超勤4項目につきましては、こちらも国で定めているところでございますので、私どもとしては国や都の動向を見ながら、それに準じて行ってまいりたいと考えております。

○飯沼委員

ありがとうございます。非正規、非常勤と再任用のところは大体イメージできたので、ありがとうございます。

あと、授業のコマ数問題は多分大もとのところ、先生たちはすごく感じていると思いますので、4%の調整手当のところも国や都の動向を見るのではなくて、やはり現場の声をしっかり聞いて伝えていただきたいと思います。私は思います。

特に4%の調整手当というのは、やはりこれがあるために超過勤務が正しく評価をされていないということがあるので、このところはしっかりと現場の意見も踏まえて、莫大なお金がかかってしまうと言いますけれども、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の中身、1971年に国会で決まったのですけれども、自民党のみの賛成で強行されたという資料を見てしまったのです。そういった意味においては、やはり広く意見を聞く必要があると思います。

この教職員の給与4%上乘せというのが一律に支給されるようになってから、これは1971年の実績で4%ですよ。今とすごくかけ離れていると思うのと、やはりこれがついたことで、正規のきちんとした超過勤務手当の評価がされていないという、ここにぜひ私は注目をしていただきたいと思います。これはもう意見で終わりますけれども、こういうのをしっかり捉えていないといけないと思います。

○石田（し）委員

とりあえずちょっと根本的な部分でお伺いしたいのですけれども、いわゆるこの事務事業、今日出されているものというのは、これは教育委員会として点検をしているものなのか。いわゆるシートの中に「教育委員からの意見」というのがあって、教育委員の方たちがチェックをされているのか、そこをま

ず教えてください。

○有馬庶務課長

まず大もと、このいわゆる地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいてやるわけですが、具体的なやり方については要領に基づいています。基本的には品川区教育委員会が行うのですが、品川区教育委員会がやるということにおいては、教育委員からの意見を聞くということで、要領のところはその定めが一応あります。要領の中に、点検評価の実施というところで、教育委員会がまず対象事業の点検評価に関する評価案を審査していくということで、その管理等、執行状況について意見を付すと。要するに教育委員会として、教育委員がいる教育委員会がその評価案を審査して、その執行状況について意見を付しますというようなことで要領に定めています。そういった意味で、教育委員会事務局がつくった案について、教育委員会でちゃんと審査をしていただくということなので、これは教育委員会の場で正式に議案としてこういう形でいきますというような形をとっております。

○石田（し）委員

そうすると、いわゆる教育委員会の事務局がまず点検をして、それを教育委員会に上げて、教育委員の方たちの意見を付して戻してくるということの理解でいいのですか。

○有馬庶務課長

そこで議案として上げますので、戻すといいますか、そこで議案として今年度はこういう形で事務事業評価としますということで承認され、それを当然法律に基づいて議会に提出して、最終的には区民に公表するわけなので、内部とすれば教育委員会で最終的には決定したという形になってございます。

○石田（し）委員

ありがとうございます。そうすると、ではこのシートに基づいていくと、総合評価があって、今後の方向性があって、教育委員からの意見があると。この教育委員からの意見というのは、これはもう教育委員からの意見というのはわかるけれども、では今後の方向性と総合評価というのは、誰が評価をして、誰がこの方向性というのを決定しているのか。最終的には教育委員会で諮って決定はされるのでしょうか。ここに出てくるこの内容というのは、もともとはいわゆる事務局が評価をして、事務局が方向性を示したものを最終的に教育委員が決定をしていくというのでいいのでしょうか。

○有馬庶務課長

最終的には教育委員会で決定するという形になるので、最終的に見ればこれは教育委員会で評価も全て承認をして、今後の方向性も全部教育委員会で決めて、なおかつそれについてこういうふうにしましたよということで、コメントをいただいたという形には最終的になるわけです。ただ、実際実務上とすれば事務局のほうで原案をつくって、こういう形で評価していますけれども、ご意見くださいというような形にはなるわけですが、最終的にはそれを承認を得たということで教育委員会で決定した中身と、最終的には教育委員会で決めた中身ということになります。

○石田（し）委員

すみません。手続き論というかあれなのだけれども、では順番的に、事務局がこのシートを作成されて、教育委員会に提示をしますね。そこで意見をもらうわけですね。ところがこの最後の教育委員からの意見というのは、この総合評価も今後の方向性も出て、最後にこの教育委員からの意見が出ているという、流れ的にはそういう流れだと思うのですが、そうすると、では教育委員の意見というのがこのシートの中のどこにフィードバックされるのか。結局順序の問題で、最後にその意見が書かれると、今後の方向性と総合評価にはこの意見というのは、最終的には全部を教育委員会がオッケーを出す

のでしょうけれども、この意見というのがそこに反映されることというのは、評価は変わらないのかもしれないけれども、例えば方向性が若干変わってくるのかなと思うのだけれども、そこは教育委員がそういう話をしてるから、じゃあ、ここはちょっと方向性をもう少しこうしようよとかいう変更はあるのでしょうか。

○有馬庶務課長

この評価については、まさしく教育委員の意見を取り込んでいくという趣旨がありますので、まず夏の段階で、今年度はこの事業を対象とします、よろしいでしょうかというようなことを教育委員会に諮ります。それで承認を受けて、初めて事業も決定されます。それから、それに基づいて我々が予算を通じて暮れぐらいまでにこのシートをつくり上げます。そのときに、一旦今こういう形でまとめておりますけれども、これについてご意見をくださいというような形で意見を聞く場があります。

○石田（し）委員

さっきのところ。

○有馬庶務課長

もう一回あります。それは協議という形になります。それを経まして、最終的にもう一度教育委員会を経て、前回ご審議いただいた内容について改めて議案として報告をさせていただきますというような形で、何回かやり取りをしながら意見は全部反映させていくという形になってございます。

○石田（し）委員

ありがとうございます。そこで、最後のところのいわゆる学識経験者からの意見というのが示されていますが、この意見についてのいわゆる教育委員会の見解というのはあるのですか。この意見というのは、いわゆるこの法政大学の教授の方に依頼をして、この対象事業2つについてご意見を頂戴したわけですね。この頂戴したご意見に対しての区の見解というのは、どこかに出てくるのでしょうか。

○有馬庶務課長

こちらについての意見も、当然その協議の中で学識経験者の方にこういう意見ももらっていますというようなことなので、その議案を諮る前の審議のときに一度提示をしております。そこで意見はいただいています。最終的には、今回で言えば、まず教職員支援経費というのは評価シートの4番にこれは重なっております。それから、図書館については2番の学校図書館資料整備と、それから13番の学校図書館維持管理ということでここに入っておりますので、あえて別のシートでくくるというよりは、この最後の意見のところにも入れさせてもらったという、このシートの中に折り込んでいるというようなことで今回はさせていただいたものでございます。

○石田（し）委員

ありがとうございます。ということは、この意見も事前に聞いていて、このシートを作成するにあたって、その学識経験者の意見も全部このシート内に反映したものを教育委員会で諮って、最終的に議会に出てきたということでよろしいのでしょうか。そこを最後に確認です。

○有馬庶務課長

そのとおりでございます。

○石田（し）委員

ありがとうございます。

それでは最後ですけれども、4番目の項目の教職員支援経費ですが、いわゆる事務的なものをスクール・サポート・スタッフを配置して、教職員の事務の負担を軽減していこうということだと思っております。

けれども、いわゆる教員の負担軽減というのは、まずその事務が平成29年か何かに文部科学省でも、これは教員がやるべき事務ですよ、これが教員がやらなくていい事務ですよというふうに振り分けられたと思うのです。それをもとに、品川区教育委員会としては、いわゆる教員がやるべき事務と教員がやらなくていい事務というのをしっかりと選別をして、そのやらなくていいですよという事務に対して、このスクール・サポート・スタッフも含めていわゆる専門的な人の配置をされているのかどうか、確認させていただきます。

○熊谷指導課長

今ご指摘のあったとおり、本区としましても、これは教員がやるべきこと、これはそれ以外、例えばSSSがやったり、または区の学校事務がやったりするような内容ということで分けている部分があります。学校によっても若干違うのですけれども、区として示したのは、例えば年度当初に名前のシールをつくって子どもたちの椅子や机に貼ったりするのですけれども、そういうものはやらなくてもいいとか、それから防災服が品川区では配られるのですけれども、そのサイズを今まで副校長が確認して、Sですね、Mですねというようなこともやっていたのですが、それもSSSでいいとか、そういった非常に細かいことも含めて示しております。その取り組みが教育委員会の効果的な取り組みということで、都のほうから効果的な事例として、全ての区立学校に公開されたところです。

また、これも区独自なのですけれども、給食・教材費等を集めるのに関しましても、ほかの自治体ですと教員が回って、副校長が回ってとしていますけれども、これを区の事務職員が実際に行うということで、これもかなりの気持ちの上での負担軽減になっているかと思えます。

○石田（し）委員

ありがとうございます。これはいわゆる事務の部分で、要は教員がやらなくていいところをサポートしていただいている、これは本当にすごくいいことだと思うのでぜひ拡大して行って、ほかの事務をやらなくて済むのだったら、本当に教員の方たちが子どもたちに向き合える時間がやはり増えると思うのです。なので、そこは引き続きやっていただきたいなと思うし、この負担軽減の部分というのは、もちろんそれもあるのだけれども、もう一方で、今、いわゆる最新技術を活用すれば大分減るのですよね。

先ほど言っていたような資料づくりも含めてだけれども、品川区は、私は知らなかったのだけれども、ドキュワークスが導入されてやっているのですよね。これについて、いわゆる教職員の支援、ここではシートに沿ってスクール・サポート・スタッフしか出ていないのだけれども、私はこの支援の中にはこれも入ってくるのかなと思うのです。いわゆるICTを活用してというか、これについては何でここに入っていないのか。これはあくまでもスクール・サポート・スタッフの経費のみのことなのか、いわゆる教職員支援経費全体のことをこのシートで示しているのか、最後にそこだけ教えてください。

○熊谷指導課長

こちらについては、スクール・サポート・スタッフ等の配置について主に書いております。ドキュワークスについて、実はこれも特に副校長の事務の軽減ということで、私どもから出す通知についても一枚一枚見ていく形をやめまして、全てドキュワークスでもう一目瞭然の資料ということで、通知ですとか調査を行うようにしております。この中に、具体的にそういったものについては含まれておりません。

○石田（し）委員

わかりました。ありがとうございます。

○高橋（し）委員

幾つかあって、1つは先ほどこれはホームページにアップされるということですが、ホームページにアップしますよという広報はどのようにするのですか。ホームページに上げますよというのを伝えていただくと、皆様がわかるのではないかなと思ったりします。

あとは固有教員、これは前にほかの委員もお話しましたが、30人に達するのに近いのですけれども、そこについて今後の方向性がちょっとわかりにくいので、その点をお尋ねします。

それから、不登校のこととか特別支援に力を入れていただいていること、大変ありがたくすばらしいと思うのですが、その一方で昨日もちょっと話題になりましたけれども、新採の方々が多くいて、そういった方の不登校や特別支援に関する研修について、先生方のそういった今までとはまたちょっと違った特別なそういった教員としての力が必要になっているところがあると思うのですが、この点について、その研修のことがちょっとなかったもので、そのことです。

あとは、本を中学生は学校図書館で年に10冊ぐらいしか借りてない。小学生は結構借りているのですが、その辺についての認識というかお考えです。

それから最後に、これは平成29年のときにもお話ししたかと思うのですが、事務事業の評価の事業数を一気に減らして、前は120事業ぐらいあったのを、そのとき15事業でしたか。それで一つひとつ詳しくこうやって判定していただくのはありがたいので随分参考になるのですが、そうするとほかの100事業ぐらいの教育委員会事務局の中での見直しというか、何らかの形でスクラップ・アンド・ビルドする、あるいは見直しする、あるいはもっと補足というので、何らかの形で点検みたいなのはどうにされているのかというところをお尋ねします。

○有馬庶務課長

私から、最初の公表、ホームページへのアップと、最後のほかの事業についてお答えいたします。

ホームページについては、この事業を上げますよというような広報は今行っていないので、これが終わったら、昨年と同じような形で公表する形になっています。事前の公表をどうするかというのは、そこまではちょっとまだ今考えていなかったもので、今後の研究課題と思っております。

それから、他の事業につきましては、ご指摘のとおり今回全部で120事業ぐらいあるので、100事業ちょっとまだ残っているものもあります。それにつきましては、基本的には決算・予算という時期が当然ありまして、そこでしっかり事業を見直す機会がありますので、そういった機会を通じて、事業の見直しは行っているということでございます。

○熊谷指導課長

固有教員についてでございますけれども、15中学校区に30名の配置を目途に行っているところですが、次年度も介護とそれから家庭の事情で故郷に帰らなければならないといった方もおまして、27名の配置ということになります。ですので、まずは中学校区単位での一貫教育を推進する上でも、15中学校区に2名ずつという30名目途に行っていきたいと思っています。また経験ですとか、それから資質に差がありますので、それぞれに応じた育成を図っていくことで、経験に応じた役割を明確にしながら育てていくということをまず目標にしていきたいと思っていますのでございます。

○大関教育総合支援センター長

特別支援に関する研修の状況でございますが、まず初任者の年10回程度行われる研修会の中で、必ず特別支援の内容は位置づけて実施しております。私も講師として直接携わっております。

それから、そのほか、これは全校を対象としておりますが、特別支援教育に関する研修会、あるいは特別支援教育コーディネーター連絡会、この連絡会等も研修に位置づけて、合わせますと合計年8回程

度は研修の機会がございます。また、それ以外に各校で行われる校内研修会の中で、特別支援の内容を位置づけてある際には、教育総合支援センターより特別支援教育の巡回相談員の中から特に専門性の高いチーフを派遣しております。

○横山品川図書館長

読書率の義務教育学校後期課程における低下率の部分のご質問ですが、こちらにつきましては、公共図書館としても問題として把握しております。これは全国的な傾向でございます、国のほうは不読率という形で目標を定めて改善計画を立てているところですが、こちら品川区のほうでも力を入れて、様々な取り組みの中で改善するというので、子ども読書活動推進計画の改訂に当たっても、そちらに注力をして改訂していこうと思っているところでございます。

○高橋（し）委員

それぞれありがとうございました。承知いたしました。

ホームページに載せる件は、できるだけ保護者の方やそのほか学校関係の方に、こういう事務事業評価がホームページに載りますよということを、これ自体を説明することはなかなかできないと思うので、ご覧いただければ参考になりますということを何らかの形で伝えていただけると、学校が地域に伝えたりするとあれなのかもしれませんが、そういう方法があるかなと思います。これは意見です。

○つる委員

確認で、17ページの名和田教授のところの教職員支援経費のところですが、触れられている中ほどの部分ですが、品川区として独自支援をしたことを高く評価されている中で、「例えば」というところで、「国の調査においても教職員の業務上の負担感を感じない場合のトップをなしている『国や教育委員会の調査等』についても、教職員自身でなくても回答可能な項目は教育委員会で埋めてしまうなどの配慮をするなど」とあり、推進されているというところで評価されているのですが、この「国や教育委員会の調査等」ということについての調査を国からされたということではないのですよね。

○熊谷指導課長

こちらについては、国や文部科学省、それから東京都教育委員会から、学校に調査が入ることがございますけれども、そのときの調査ということで、学校がたくさん空欄を埋めていくのは大変なので、区教育委員会として把握しているところは先に区教育委員会で埋めてしまって、学校の負担を少なくするという意味でございます。

○つる委員

別にこれは品川区の教育委員会がどうこうとかではなくて、忙しいと挙げられている項目を、さらに国として調査したのだなという、それ自体が多忙化にさせているのだということをやっていること自体がちょっとと思って、国も調べないとわからないことだから致し方ないのですけれども、それはわかってくれよというのはそういうことだったのだなということで、これ自体はいいことなのかなとは思いますが、それをしっかりと国のほうでも整理して、国等で法律制度が決まってそれを徹底する、致し方ない部分はあると思うのですけれども、そもそもそういうところからも改善が必要なのだということをしつかり文部科学省だとか東京都も認識をした上で、いろいろな文書等が下りてくると思うのですけれども、そういうのも逆にまさに調査でわかったことだとは思っています。教育委員会も教育委員会で大変な業務を抱えている中で、現場の学校の先生をサポートしているということで、そういうひずみがどこかで起きてはいけないのかなということで、あえて確認をさせていただきました。

あと、具体的などころで、5ページの学校図書館資料整備で、中学校の文部科学省基準達成率

が97.5%になっていて、教育委員からの意見のところでは「古くなった図書を廃棄することもあると思うが」とあるので、ちょっとこの辺詳しく教えてください。

○篠田学務課長

中学校の基準の達成率が100%を切っているということで、教育委員からもご指摘をいただきました。それで、なかなかこれが達成できないのはどういうことかというご質問等いただきましたけれども、1つはここに書かれているとおり、当然学校の図書館の蔵書は古くなるとどんどん廃棄をしておりますので、予算上もかなり充実をさせてきて購入冊数も増やしてきているところではあるのですけれども、そういった形で廃棄をしているというのが1点ございます。

それからもう一つは、お子さん方が増えてきているということがあって、この文部科学省の達成基準は、学級数に応じた形の基準が設定されています。ですので、お子さん方が増えたことによって学級数が増えますと、それによって要はまた基準のハードルが上がってしまうものですから、そういったことも含めましてなかなか達成できていないというような状況もございまして、ご説明させていただいたところでございます。

○つる委員

わかりました。そうするとこれは蔵書となっているので、学校図書館ではない通常の図書館などはバックヤードとかそういうものもありますけれども、学校の場合でも本棚に置いてあるものとバックヤードという部分があるのかどうかわかりませんが、そういうのを含めていわゆる蔵書という中で、今の学級数が増えていることでのどうしても追いつかないところなのかなというのと、当然それを見越した形での予算の確保というはあるかと思うのですが、それは100%を達成させるための予算というのはもちろんきちんと確保した上で、様々な理由で廃棄しなければいけない本があって、差し引いて今現状、平成30年度の中でそういう数字が単年で出ているのか、経年でこの数字なのかを教えてください。

○篠田学務課長

まず図書室の状況ですけれども、学校によって若干違いがありますけれども、図書室、いわゆるオープンになっているスペースで、バックヤードとしてはあまり大きくないところもございまして、それなりにそろえられているところもございまして。ただ、蔵書数としてはトータル、学校で持っている蔵書数で判断をしているというところでございます。

予算のほうのお話ですけれども、学校図書館に関しましては、長年にわたって充実というのが問題になってくることがありましたので、平成27年度までは、大体小・中学校合わせまして3,600万円程度の予算をつけたのですけれども、平成28年度から4,700万円前後の予算とさせていただいているところでございます。この辺は財政当局も必要度を認めて、大幅に予算も拡充してきているところでございますが、そういった形で予算のほうも増える中で、ただ、先ほど申し上げましたとおりやはり廃棄本もございまして、ハードル自体が上がっているというようなこともあるので、小学校のほうは十分達成しているところなのですけれども、中学校に関してはまだなかなか達成していないような状態にあるということでございます。

○つる委員

細かいことを言います。なので、予算確保をしていただいている中で、だから廃棄分を当然見越して購入できると思うのです。だから、それで経年でそういう基準のそれだけの評価ではないと思うのですが、当然子どもたちにとっての本に触れる選択肢を増やすという意味では、その基準というのは一定必

要なのかもしれないのですけれども、それを達成することがよしとされているのであれば達成されているほうがいいわけで、その分の図書の購入をすればいいのだらうなという単純な考え方なのですが、それがそうならないというのは何でなのだろうという。もう生徒数が増えるというのはわかっているわけですね。だからそのところ、本が売れすぎて買えないということではないと思うのですが、そこはちょっと細かいことなのですから。

○篠田学務課長

予算の配分等の考え方もございますので、単純なお話をすると、要は小学校が十分充足しているので、その分を中学校に回してしまえばいいということになるんですけれども、要はこれまでそれぞれ小学校も中学校もきちんと増やしてきているというのがあるものですから、なかなか単純に小学校を削ってしまえばいいという話にもならないということがあり、そういった部分でどちらもそれなりに並行して充実させていこうということがございます。ただ、やはり基準として一つ設けられているものでございますので、その辺は今後工夫しながら考えていきたいとは思っております。

○つる委員

先ほどの高橋しんじ委員からあった、別の会でも読書率の問題で、それが学習の向上にも連携しているというのがこの間、今年も昨年一昨年も報告としてあったと記憶しているのですが、そういった意味も含めてきちんとその辺の蔵書の整備は引き続きしっかりとやっていただきたいと思います。

最後に事務的なところの話になるのかもしれないですが、この事務事業の点検および評価報告書についてはホームページで公表されると思うのですが、16ページの今後の方向性と、それから教育委員からの意見のところ、表記揺れがあるのです。よくある話なのですが、今後の方向性には「スクールコーディネータ」で、教育委員からの意見では「スクールコーディネーター」と、そういったところもホームページにあげるときに、どう検索をかけるかわかりませんがチェックしていただいて、多忙化になってしまうかもしれませんが、精査して、ホームページ掲載するときは修正していただきたいと思います。要望で終わります。

○塚本委員長

ほかにご発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○塚本委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) 平成30年度インフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況について

(4) 区立幼稚園・保育園におけるインフルエンザ発生状況について

○塚本委員長

次に、(2)平成30年度インフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況についてと、(4)区立幼稚園・保育園におけるインフルエンザ発生状況については関連する内容のため、一括して議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○篠田学務課長

それでは、私から、インフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況について、ご報告をさせていただきます。

先月1月の文教委員会の際にもインフルエンザの状況をご報告させていただきました。インフルエン

ザの流行状況ですけれども、その際には1月の中旬あたりの状況をご報告させていただきましたが、非常に流行が拡大していて、それに伴って、学級閉鎖等が大変増えていますという形でご報告させていただきました。

その後の状況でございますけれども、東京都におきましても全国的に見ましても、1月21日からの1週間が定点観測で言うとピークというような状況になっているものでございます。その後、翌週から急激に減ってきているような状況がございます。1月21日のピークの週が、東京都では定点当たり64人ほど、それから全国平均で見ても57人ほどでございました。直近でございますけれども、先週末に報告された状況を見ますと、東京都が定点当たり10.32ということで、ピーク時に比べると6分の1以下に減ってきてございます。全国レベルで見ましても12.49ということで、5分の1程度になってきているということで、かなり流行は終息してきているのかなという状況でございます。

その状況に合わせまして、学級閉鎖等も直近では大分減ってきているということで、資料をご覧くださいますと、1/2ページをご覧くださいますと、1月の中旬あたりから20日過ぎ、それから裏面の2/2ページを見ていただきますと、月末あたりにかけてほぼ毎日のように何校かでインフルエンザによる学級閉鎖がございましたけれども、ご覧のとおり2月6日の大井第一小学校までで、それ以降、学級閉鎖等の報告は来っていないというような状況でございます。こういった流行状況が大分おさまってきているということを考えますと、今後は学級閉鎖等もあまり起きないのかなという形で想定をしているところでございます。

○吉田保育施設調整担当課長

それでは引き続きまして、私のほうからは、区立幼稚園・保育園におけるインフルエンザの発生状況についてご説明いたします。本日机上に配付していただいた資料をご覧くださいいただければと思います。

まず幼稚園ですけれども、学校保健安全法に基づいて学級閉鎖を行うことができるとされております。学級閉鎖の状況ですが、先月の文教委員会で表の2行目、浜川幼稚園の年長クラスまでご報告しております。その後、発生順に二葉、平塚幼稚園の年長クラス、台場幼稚園の年少クラスとなっております。

次に保育園ですけれども、保育園については1クラス3名以上発症した場合、登園自粛をお願いしておりますが、クラス閉鎖は原則として行っておりません。

保育園は29園で延べ82クラスでございます。昨年の同時期の発生状況と比較いたしますと、幼稚園は4クラス減となりまして、ほぼ半数となっております。また保育園につきましては、12クラスほど減っております。1月中旬から下旬にかけて増加傾向にありましたが、2月に入り減少に向かいつつあるものと認識しております。昨日まで登園自粛を行っていた保育園が1園となっております。

○塚本委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○石田(し)委員

学級閉鎖のあり方についてなのですが、私はやはり学級閉鎖というのがどこまで効果があるのかというのには疑問があつて、学級閉鎖明けに、また元気だった子どもがインフルエンザにかかっていることもなきにしもあらずです。いわゆる中学生とか小学校の高学年ぐらいになるとまだあれなのかもしれませんが、やはり低学年・中学年は、学級閉鎖されてしまうと子どもが家にいるということは、親御さんたちもそのときは会社を休んで家にいざるを得ないような状況にもなって、社会的損失もこれは大きいわけで、またそういった部分も含めると、私はこの学級閉鎖がどこまで効果があるのかなと非常に疑問

なのですが、教育委員会としては、この学級閉鎖についてどう考えているのか、改めてその考え方を教えてください。

○篠田学務課長

こういった感染症等による学級閉鎖でございますけれども、一つは基準としてクラスの2割程度が欠席に入ってくると学級閉鎖を考えるというような状況になってきます。

感染症の話でございますけれども、基本的にはやはりその時点で欠席されている方だけが感染しているとは限らない、当然まだ発症していない状況で菌をお持ちの方もいらっしゃるということで、いわゆる蔓延を防ぐという意味では、2割まで子どもたちが休めば、当然ほかの子どもたちも保菌状態だと想定されるということから、蔓延防止ということで学級閉鎖を考えているということでございます。

○石田（し）委員

確かに感染症の部分に関してはそうなのですが、これはいろいろ考えていただきたいと思いますので、要望だけしておきます。

それで、学級閉鎖をされたときの子どもたちのいわゆる教育的なことはどのようにやられているのか。いわゆる課題を与えているのか、どのような教育体制をこの学級閉鎖のときにとられているのか、教えてください。

○大関教育総合支援センター長

日ごろより様々な教育に関する教材等は充実させておりますので、予習復習含めまして普段から自宅学習を進めているところです。特段学級閉鎖になった途端、それ専用に関心をお配りするという措置は現在とっておりません。ただし、教育の必要な時間数につきましては、年間授業時数は当然インフルエンザ、学級閉鎖等もあることを見越して、年30時間程度は余剰の時間をきちんと見込んで、各学校は計画を立てておりますので、不足するような事態には陥っておりません。

○鈴木（博）副委員長

まず学級閉鎖なのですけれども、学級閉鎖の効果があるということは学会等でも明らかです。学級閉鎖する一つのメリットというのは、例えば40人クラスで20人休んで20人出たときに、じゃあ、20人に授業すると残りの20人がどうなるのかということと、それとあとは、インフルエンザに関しては菌じゃなくてウィルスなのですけれども、発熱する1日前が一番感染力が強いので、ある程度まとめて休むということには意味があります。

ただし、一般的に今小児科では、3日休まないで感染を防げないと言われてるので、例えば金曜日に1日休むのは、金・土・日と3日休むからいいと思うのですけれども、これを見ると月曜日に1日だけ休んでいるところがあるので、これは果たしてどのような効果があるのかなとちょっと疑問なところがあります。

それとあとは、今、石田しんご委員が非常にいい視点でお話をされたのですけれども、学級閉鎖に関してはこれはするべき、それは要するに医学的にもしたほうがいい、公衆衛生学的にもしたほうがいい、これはするべきだと思うのですけれども、ただ学級閉鎖をしたときに、その子どもをどうするかと、それと親をどうするかということに関しては、今まであまり議論されてこなかったのです。例えば学級閉鎖で子どもが休んだときに、親も会社を休まなければいけないというのはナンセンスなのです。これは全く意味がない。それとあと、何回か議会でも言ったのですけれども、兄弟姉妹が休まなくてはいけないということも意味がない。

だから、学級閉鎖で例えば小学生が休んだときに、では一族蟄居して親も仕事を休まなくてはいけな

い、それから兄弟姉妹も休まなくてはならないというような状態が今現在起きているのだけれども、これに関してどのように対応したらいいかということはまだ全く誰も言わないから、これに関してやはり少し考えるべきだと思います。

だから授業をどうするかと、あるいは学校で休んだときにどうするかと、それから休んだ子どもをどうするか。家にいてもきょうだいも休んだら元気なきょうだいまで家の中でうつってしまうわけですから、だからそういう学級閉鎖だとかをした場合に、その子どもとそれを取り巻く保護者の方がどういう形で生活できるか、対応できるかということに関して、やはり行政も少しその辺に視点を向けたほうがいいのではないかとということの問題提起して終わります。

○塚本委員長

ほかにご発言はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○塚本委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(3) 学事制度見直し案について

○塚本委員長

次に、(3)学事制度見直し案についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○若生学校制度担当課長

では私から、学事制度見直し案についてご説明させていただきます。

まず資料に入る前に、これまでの経過についてでございます。昨年秋に学事制度見直しの原案をまとめまして、11月以降、地域の町会・自治会長やPTA会長へご説明に伺ってまいりました。様々ご質問やご意見等いただきましたが、答申の趣旨や教育委員会の考え方を真摯にご説明させていただき、ご質疑等もいただきまして、原案に対しては一定のご理解をいただいたものと考えております。

したがって、教育委員会といたしましては、基本的には原案に変更は加えず、抽選の場合の兄弟姉妹枠など、運用面の細かなルールを新たに加えて、今回最終的な案という形で整理いたしました。こちらは先だって教育委員会のほうで協議をさせていただき、承認をいただいたものでございまして、本日の委員会のご報告とさせていただくものでございます。

なお、最終的な制度の確定でございますが、学区域等の改正事項は、法令上教育委員会の権限に属する事項ですので、来月3月に予定しています教育委員会に議案としてこちらの改正の議案を上程しまして、正式にご決定いただく予定でございます。

では、資料のほうを説明させていただきます。学事制度見直し案についてのこちらの資料でございますが、こちらの1の学区域の一部見直し、それから2の学校選択制の一部見直しでございますが、こちらは10月末の文教委員会のほうでご説明させていただいた原案の骨子をまとめたものでございまして、既にご説明した内容と同じですので、今回説明は省略させていただきたいと思っております。それぞれの見直しの詳細につきましても、数ページ後に別紙1、2をつけてございますが、こちらにつきましても原案のときにご説明した資料と同様でございますので、こちらも適宜ご参照いただければということで、説明は省略させていただければと思います。

今回の資料で新たに整理したところが、本資料の1ページ目の3の学校選択制における抽選の受入優

先順位について、こちらからでございます。

基本的な考え方としまして、まず1点目、従来通りのこれは兄弟姉妹枠という考え方になりますけれども、安全面を最重要視するというような観点で、兄弟姉妹優先というのを設定してございます。

2つ目でございますが、こちら一貫教育を推進する観点から、中学校や義務教育学校の後期課程入学時の選択におきまして、一貫教育の連携グループの小学校に既に在籍している場合に、こちらの同じグループの中学校に上がる際は優先順位を高くしようということで、ただ、こちらは兄弟姉妹優先の次の順位と整理したものでございます。

おめくりいただきまして、2ページでございます。今ご説明した考え方に基づいた優先順位の順位づけの表を小学校・中学校それぞれ記載してございますが、こちらは表にしまうと具体的にイメージがわからないものですので、別紙ホッチキスどめ、もう一つ後につけてございますが、A3の折り込みの参考資料と書かれたものをお出しいただけますでしょうか。こちらで具体的な事例で説明させていただければと思います。

まず1ページ目のこちらは小学校の選択事例でございますが、城南小学校の学区に居住する方という事例で示してございます。まず左のほう、基本の選択パターンというところで、城南小学校が緑色のところで学区の学校。ご自宅が家のマークで、本人の顔のマークがありまして、城南小学校は当然無抽選で入学となります。隣の青の矢印、品川学園ですとか城南第二小学校、こちらは今回の制度で隣接方式に変わりますので、隣り合う学区ということ、こちらが選択の対象となり選択ができるという形になってございます。

ちょっと右側の例で、同じ城南第二小学校で、特に、兄がいた場合、これが先ほどご説明した兄弟姉妹優先、こちらで第1順位、一番高い抽選の順位となるというような設定にしてございますので、左側のほうでは兄弟がいないので、兄弟姉妹の優先の次の、順位で言うと第2順位というような整理にしてございます。

なお、赤線の台場小学校、これは線が途切れています。こちらは同じ旧グループの学校であったのですが、今回の制度改正後のこれは経過措置を考えない場合なのですが、この場合は選択ができないというような形になってございます。

続きまして、中学校の事例、次の2枚目でございます。こちらは若干複雑化するのですが、品川学園の後期課程、中学校部分の水色の学区が品川学園ですが、そちらのご自宅に居住する方の事例でございます。

こちら、グループ優先の考え方が出てくるものですから、まず小学校のほうに通っているルートから中学校に行くルートというので分けて記載してございます。まず、これは城南第二小学校に選択して行っていた方が中学でどこを選ぶかというのが、こちら左側の事例でございます。なお、点線で行くのが中学校の通学のルートで、品川学園のほうはそもそも学区の学校ですので、城南第二小学校から品川学園の後期課程に入るという場合に関しても、同じ学区ですので無抽選となります。

一方、青の点線で東海中学校のほうに行く場合、こちらにつきましては、学区外の学校で選択する形になりますので、これはグループの優先と、城南第二小学校の東海中学校は連携を組んでいまして、一貫教育の連携の優先をとるということで、一段優先順位を上げて第2順位となります。兄弟姉妹優先が第1位となります。ちょうど右側を見ていただくとお兄さんがいて、こちらは無条件で第1順位となりますので、この次の順位がグループ優先の考え方となるということです。

なお、ちょっとここに書いていないのですが、特に本人が小学校は品川学園の前期課程に行っ

て、中学で外の東海中学校を選ぶというようなケースですと、これはグループ優先ではないので、第3順位となるというような整理になります。

若干図でもわかりにくかったと思いますが、次は経過措置の話になりますので、またA4判の最初の資料の2ページ目にお戻りください。表の下、4番の実施時期でございますが、こちらいずれの見直しにつきましても、2020年度（平成32年度）から実施する予定でございます。

続いて3ページ目です。経過措置についてでございます。

基本的な考え方としましては、こちら原案でお示したものと基本的に同じでございますが、まず1点目、学区域が変更になる変更対象者については、一定期間、旧学区域の学校を希望できるものとし、なお、学区域変更等、抽選の際はその影響に配慮しまして、通常の選択希望者よりは優先順位を高く設定するというものでございます。

2つ目、小学校・義務教育学校前期課程の学校選択制が隣接の方式に変わるということで、こちらの見直しに関しましても、旧制度の選択制で一定の間選択できるようなものとし、なお、この抽選の際には、こちらはちょっと学区域変更の場合と若干事情が異なりまして、あくまでも学区域が変わるわけではなく、学区外を希望する制度の変更になりますので、こちらは通常の隣接校を希望した方よりは下の次の順位とさせていただくものでございます。

なお3点目で、こちらそれぞれの経過措置についても、兄弟姉妹関係は基本制度と同様に最優先するという整理しているものでございます。ただ、組み合わせによってパターンが分かれてくるので、そういったものを下のほうに整理しているものでございます。

(1)で、まず学区域見直しの経過措置の詳しい内容でございますが、こちら①、②で、これは学区域が変わって、旧学区域を希望する方の場合で、①は兄弟姉妹が既に希望する学校にいらっしゃる場合、こちらは通常の兄弟姉妹優先では第1順位とするものなのですが、なおかつ学区域が変わったということで、これはなお配慮すべき対象と判断しまして、無抽選で受け入れるというようなことで設定してございます。

②のほうについては通常の学区域の変更になった場合で、兄弟姉妹がいらっしゃらない場合となりますので、これは通常の兄弟姉妹優先の次の順位とさせていただくということでございます。

なお、経過措置期間については、①のほうでは兄弟姉妹が在籍する間の適用になります。②としましては、変更年度を含む2年間で終了という形で考えております。なお、こちらは新入生の取り扱いになりますけれども、既に在籍している方で学区域が変わってしまうというような方は、そのまま移動させるというようなことはなく、原則として在籍校に引き続き通うということで整理してございます。

次に、下の(2)の学校選択制の見直し、こちらは小学校・義務教育学校前期課程のほうの見直しの経過措置でございますが、こちらも学区域と同様に、兄弟姉妹がいらっしゃる場合については、これは兄弟姉妹優先ということで第1順位にしようと設定しました。

なお、②の兄弟姉妹がいない場合です。こちらは先ほど申し上げたとおり、隣接校希望者の次の順位の、順位で言うと第3から第4順位となりまして、経過措置期間については学区域と同様になります。

具体的な適用期間等をまとめたのが下の表になってございます。若干説明表で照らしていただくとわかるかなと思うのですが、この右側の入学年度と書いてあるところに矢印が伸びていますが、これは例えば小学校のほうでの学区域の見直しがあった方の経過措置で、兄弟姉妹在籍あるというような場合には、これは兄とかが実際いらっしゃる年度が実際最大で5年間、平成32年度から制度が変更になりますので、5年後の平成36年度に入学した方で、その際に例えば6年生で兄がいた場合、こま

でが最大適用になるというような考えでございます。

中学校に関しては最大2年間、義務教育学校に関しては、これは後期課程で入る場合でも、実は下のおさんが前期課程に既に在籍するといった場合、兄弟姉妹優先の適用になりますので、そうすると9年間のうち最大8年間という形で適用期間が設定されるものでございます。

続きまして、4ページ目・5ページ目、こちらがただいまご説明した優先順位の設定を基本の制度に組み込んで、全体を整理した表でございますが、こちらはまたかなり段階が分かれて複雑になりますので、若干この表を説明させていただいて、事例説明させていただければと思います。まずこの表のつくりなのですけれども、先ほどの経過措置を含まない表のところ青色で追加している部分が、学校選択制のほうが見直された方に対する経過措置の部分でございます。

小学校のほうは（ア）と（イ）で分かれていますのですが、（ア）が一般的な学校選択が変わった場合の事例です。ただ米印で「小山小学校を除く」とあります。小山小学校については、学区域もさらに変わっていて、なおかつ選択制も変わるということで一番複雑になりますので、下の（イ）のほうに別に整理したものでございます。黄色い部分が学区域変更の方の経過措置を入れたものでございまして、このような整理をさせていただきました。非常にわかりづらい部分でございますので、参考資料の最後のA3の「経過措置」と書かれた3ページ目のほうでご説明させていただければと思います。

こちら、小学校の学区域変更の事例、小山三丁目に居住する方としております。実際変更されるのが、この赤いチェックで記載しています小山三丁目にご自宅があって本人が住んでいるという中で、右側から説明させていただきますと、本人が小山小学校、これは現状が後地小学校に変わっているという想定なので、旧学区域である小山小学校に兄がいたというような場合は、これは学区域が変わってなおかつ兄弟がいらっしゃるということで、一番高い無抽選ということで、必ず入学していただける扱いにしたものでございます。なお、右側に点線でもう一つ顔印を書いている事例ですが、学区域が変更しないところで小山小学校を選ぶ場合については、これは通常隣接選択になりますので、通常の兄弟姉妹優先で第1順位となっております。

次に左側を見ていただきますと、基本のほうなのですが、兄弟姉妹がない場合でございます。旧学区域の小山小学校を選ぶ場合、これは兄弟姉妹優先の次の優先という形で、第2順位とさせていただきます。経過措置期間については、米印に記載しているとおりでございます。

長くなりましたが、以上が優先順位と経過措置を含めた全体像の整理でございます。こちらを本日最終案とご報告させていただいて、3月に正式に決定をいたしまして、4月以降区民の皆様に様々な手段で丁寧に周知してまいりたいと考えております。

○塚本委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○渡部委員

説明ありがとうございます。丁寧にいろいろな細かい話をいただいているから、自分でわかっているつもりで聞いているのでわかるのだけれども、難しくなりましたね。これは例えば小山三丁目の方にはこういう説明というので、一般に出すときはもう小山三丁目の話は出さないほうがいいですよ。まずわからない。

それと、中学校の選択制に関して広く周知するというよりも、もうこの7年生、8年生、9年生に関して言うのであれば、もっと簡単な資料で地域には説明した上で、3年生、4年生、5年生の保護者会

でしっかり状況を伝えれば、もっと区民には簡単な説明でいいのかなという気がする。

例えば今の説明で網羅はされているのだけれども、それを私たちはわかって聞いていて難しかったので、これをわからない人は多分わからないですよ。何を言っているのという話になりかねないので、私なども会派としても丁寧に説明してくださいとか様々なところでお願いはしているのだけれども、細かいルールができればできるほどわからなくなってくると、今聞いていて思いました。なので、今申し上げたように、小山三丁目はそこだけなので、もう全戸にこのいわゆるちょっと細かいものをつくって配布するなり、何かそこはそこで作戦を練っていただければ、ほかの区民には小山三丁目のルールは外してお伝えできるから、少しわかりやすくなるのかなと。

経過措置もこれだけいろいろ出てきています。多分これもわからないし、大ざっぱに説明されて一番わかりづらいのは、学区域変更で多分住まわれている方はわからないと思う。よほど関係しない限り、私の住んでいるところはどこが学区域だろうとわからないから、何かちょっと考えたほうがいいのかなと思うのだけれども、何ありますか。

○若生学校制度担当課長

ご指摘いただきましたとおり、経過措置ですとか配慮をすればするほど、制度が複雑になってしまうというジレンマがある部分でございますが、全体として、確かに今回最終案として提示させていただいたものは網羅しておりますので、非常に複雑かつ少しわかりづらい部分になってございます。ただ、区民の皆様へ周知する際、今後パンフレットですとかホームページといったところで周知していく中では、こういった参考資料の事例ですとか、あとはある意味ホームページ上でご自身の情報を入力したら、すぐに学区域ですとか選択校が表示されて、なおかつ優先順位あるいは経過措置含めて、そういったものが検索できるような仕組みを、今ちょっと考えて進めているところでございます。

そういったものも含めまして、個別にご利用される保護者の皆様ですとかご本人が実際どうなのか、自分がどうなるのかというところがより具体的にわかるような形で周知を工夫してまいりたいと考えております。

○渡部委員

先ほど課長のほうから、インターネットで見られるような仕組みをやっていくということで、それも前から要望していたことなので、もうそれをやっていただければ、簡単な説明のほうがいいですよ。選択制が変わりますというのだけでざっくり言うておいて、あとは調べてくださいにしたほうが。これは聞けば聞くほど多分わからなくなってしまうですよ。変な負のスパイラルに巻き込まれてしまうじゃないですけども。移行期なのでやはりしようがないのだけれども、余計悩んでしまう感じがすると思ったので、工夫していただければと思います。よろしくをお願いします。

○石田（し）委員

渡部委員が難しいと言って、本当におっしゃるとおりだと思うのだけれども、こここそ、私は今の最新技術を使って、システムの構築をするべきではないかと思う。自分の該当するところを入力したら何が出てくるのかというのを、一発でそれができるわけです。今の小学校とか中学校の親御さんたちなら、ある程度そういうのにも慣れている世代だと思うので、これは口で言ってもやはりわからないと思います。シミュレーションで簡単に自分の住んでいるところ、どういう状況かというのを打ち込めば、一発でその学校は順位が何位かというのが出るようなシステムを構築したほうが丁寧な説明だと思うのです。そこはぜひ検討していただきたいと思いますので、ご意見をいただきたいです。

いわゆる小山三丁目のところは非常に複雑になってくるのかなと思って、すごくレアケースかもしれ

ないですけれども、今、例えば小学1年生のお子さんをもう既に入れていて、兄弟姉妹が5歳、6歳離れていた場合。今入れているお子さんが小学5年生とか6年生のときに下の子が小学1年生に上がるときはもう経過措置2年だから適用されなくなってしまうわけですよね。でも、今その制度を知らないわけですから、親御さんたちは知らずにして、今ある制度の中で入れていたわけで、彼らにとっては何のあれもないわけですよね。だけど、小学校は6年間なのに経過措置が2年だと、すごくレアケースかもしれないですけれども、そういう方が出てきてしまうのかなと思うのですけれども、その辺はどう考えているのか、その2点を聞かせてください。

〔「兄弟姉妹いたら、経過措置は最大見てくれます」と呼ぶ者あり〕

○若生学校制度担当課長

2点ご質問いただきました。

まず1点目、まさにITの最新技術を使って一発で表示できるようにということは現在進めているところでございまして、4月の運用を目指して今準備に取りかかっているところでございます。ただ、なかなか個々で検索できるそういう仕組みとして、例えばパソコンでインターネット操作できる方であれば、そこで入力してぱっと対象校が出るような形を考えているのですけれども、今ほとんどがスマートフォン等のご利用ということで、スマートフォンで対応できるような形だと、もう完全にシステム開発をするという段階になりますので、若干予算等の兼ね合い等もありまして、今、業者等と見積りを取りつつ相談しているところでございます。こちらについては次年度、こういった対応ができるかということを考えてまいりたいと思います。

○石田（し）委員

失礼しました。2点目は大丈夫です。ありがとうございます。

1点目ですけれども、これはぜひスマートフォンでというか、いわゆる携帯電話で入力できるようにというのは強く要望しておきますので、よろしくお願いします。

○つる委員

先に1ページの2の（2）のところですが、昨年の10月にご説明いただいたときには私の中で理解していたのですが、今回いろいろ学事制度見直しの中で、新7年生入学時、これはどこに住んでいようと、どこの中学校ないし義務教育学校後期課程を選べるということでもいいということですね。改めて確認です。

○若生学校制度担当課長

おっしゃるとおり、7年次の入学、これは現在も全校自由に区内どこでも選べるというのをそのまま続けるということです。

○つる委員

あえて確認させていただいて、今ご説明の中にもありましたけれども、その中で当然優先順位に照らし合わせて、行ける行けないが当然あるわけだけれども、選ぶことができるということになっています。ただ、もう既に数日前にお子さんを小学校に通わせている親御さんから「中学校を選べなくなってしまうんですね」というご質問をいただくくらい、先ほど来、まさに石田しんご委員からあったとおり、いろいろな情報が保護者の中で錯綜しているのだなと。

ですから、今端末とかを使って自分がどうなのだろうかというところは、結局自分のお住まいのところだけで見てくれればいいのだけれども、どうしても他地域とか少し離れた友達の話とかを聞くと、「え、そういうことできるの」といって、あまりそこに住んでいる方には関係ない情報が入ってきて混

乱してしまうということもあるのだろうなと思ったときに、そういうスマートフォンとかでできるということは非常にいいことですが、今お話を聞いたらシステムの開発はそのように早くできるのだなと思ったのですけれども、予算が通って4月に利用できるようにするのでしょうか。そこまではいいのかわかりませんが、もしわかればいつごろと言っていたら、この資料の3ページの下の方のところにも、2019年度（平成31年度）周知期間の幅が、1年間あるわけですね。前回の10月の委員会のときも他の委員から、こういう制度は本当に早く早く言わないと混乱しますよという話があったので、そういうことをやりますよということ自体も早めに周知する。当然変わっていくというのはわかると思うのですが、ただ年度でいつから変わるのですかということもそのときに併せて質問されたのです。ですから、そうしたところのまず前提の周知を早くやったほうがよいです。

あとは複雑化するので、全体の話というのは先ほど渡部委員からあったので、だからもう本当にお住まいごとの住所地に照らしたときの情報提供というのか、紙ベースでもお住まいの場合とはいうところで、学校単位ごと、小学校の単位ごとぐらいで紙面を分けてつくるぐらいでないと、余計な情報が入ってしまい、複雑すぎてしまいますので、その中での紙面と、あとそういうスマートフォンで検索できる両方が必要なのかなと思うのですが、先ほどのスマートフォンのことも含めて周知をどうやるのか教えてください。

○若生学校制度担当課長

まず、私の来年度予算をという説明は誤解を招く発言だったかもしれません。来年度、すぐにアプリ等を導入するというのでの予算取りはしていないものですから、そういったところで今ちょっと見積り等もとっている部分でございますので、今後こういった形で進めていけるかというのを考えてまいりたいというところで、システムとしてはきちんとしたアプリという形ではないのですけれども、簡易的なエクセルのような形のシートで入力できるような仕組みというのは、今4月に運用できるような形で準備を進めているところでございます。

それから、まずいつからというところを早い段階で周知をというようなお話でした。もちろん4月にもう変わりますという周知を広報紙の4月11日号でまずいろいろしていくというところと、あとはホームページで変わりましたという情報を載せさせていただくこと。それから、概要版のパンフレット、これは制度全体を網羅するようなもので、ちょっと個々の地域別というわけにはいかないのですけれども、そういった今回の制度はこうなりますというように、これは保育園、幼稚園、学校も含めていろいろなところに幅広く置かせていただくような形で今準備をして、5月下旬以降ぐらいになるかと思うのですけれども、配布してまいりたいと考えてございます。

さらに地域別で、住民の方々に、これは学区域が変わるというようなこともございますので、そういった地域に特化した情報をお伝えできるような説明会を、これは6月以降になるかと思うのですが実施していく。これはある程度地域エリアを区切って中学校で実施する、中学校のエリアごとで実施していこうということで、今準備を進めているところでございます。

○渡部委員

なぜわかりづらかったです。小学校と中学校を一緒に説明するからです。全く制度が違うのですよね。今のつる委員の最初の確認のところをやっと気づきました。今すぐくっきりしました。

これはやはり小学校は小学校でプリントをつくってやる。中学校は中学校でプリントをつくってやる。そのほうがわかりやすいですよ。というのは、学区域の変更というのは基本的に中学校区だけじゃないですか。小学校は全く関係ないですよ。隣接の選択というのも、これは小学校だけですよ。中学校

はどこを選んでもいいのですから。もう制度がそもそも小学校と中学校で思い切り違うのです。だから、これを分けて説明されたら少しわかりやすくなるかもしれない。それだけお伝えします。回答は要らないです。

○飯沼委員

実に本当に複雑で、ちょっと普通の頭では考えにくい。私も昨日夜じっくり見て、前回は再び思い出して、教育委員会には優秀な職員の方がいらっしゃるのだなと思って、これをまっさらで理解していくのは大変難しいなと思いました。やはり一言ここで申し上げておかななくてはいけないのは、このように複雑怪奇にしてしまって、本当に子どもの立場に立ったときにいいのだろうかという、いろいろな配慮をしないと何か将来不安になってしまいそうといった意味においては、やはり共産党としては学校選択制に反対をしているので、やめていただきたいということはしっかりと行っていかなければいけないと思っています。

あとは、別紙1の黄色の丸のところ、連携校が変わったところ、これはなぜ変わったのかというあたりをきちんとこの該当するところには理解していただかなければいけないと思っています。

あと、先ほど渡部委員おっしゃったように、小学校のところは小学校のところ、近隣校で選択する制度に変わりましたよというのがきちんとわかるように説明をし、あと複雑なのは、中学校の斜線のところ、中学校・義務教育学校（後期課程）の学区の変更がたくさんありますよね。この辺の変更というのをきちんと地域の方も含めてお伝えしていかなくてはいけないと思っています。

該当する方がアプリなどで簡単に自分の子どもがどこを選べるのかというのは、そういうのは今の技術でできると思いますけれども、地域の方も含めて、やはり自分たちの住んでいる地域がどう変わっていくのかというあたりはきちんとご説明をしていただきたいと思いますので、その点をよろしく願いいたします。

○若生学校制度担当課長

確かに制度のほうを、地域も含めまして丁寧に説明していくということは必要だと認識してございます。特に学区が変わるといふようなところにつきましては、これは地域の町会長に説明して回ったときにも、この資料ではなくその地域に特化したような形、この地域ではこのように変わりますというような形で、町会の区域等関連するところも含めましてご説明してきた経緯がございます。そういった形で、今後制度がこうなりましたという周知の際には、特に地域の皆様に対してもそういった丁寧な資料をもって説明していきたいと考えてございます。

それから、中学校区もやはりどこがどう変わったのかというところは、実際その利用される方以外にもわかるような形で、これはホームページ上でも一覧で、変更したところを住所別にわかるような形で載せさせていただいて、地域でもわかりやすくなるような形で掲載していきたいと考えています。

○塚本委員長

ほかにご発言はございますか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○塚本委員長

ほかにご発言がないようですので、これで本件および報告事項を終了いたします。

2 その他

(1) 所管質問について

○塚本委員長

次に、予定表の2、その他を議題に供します。

初めに、(1)所管質問についてを議題に供します。

昨日の委員会において、飯沼委員より、本定例会の代表質問に係る所管質問の申し出がございました。質問項目は、安藤議員の代表質問のうち、教育の多忙化解消に向け、土・日・祝日を含めた在校時間を把握することについての項目から、出退勤システムでの管理方法について、教員からの報告の徹底により在校時間の実態を把握することについて、適切な在校時間が把握できているのかについてでございます。

これより所管質問を行います。申し出をした委員以外の方も議論に加わることができますので、よろしくお願いたします。なお、本日の質問につきましては、文教委員会に係る項目についての所管質問でありますので、ご留意願います。

それでは、改めまして、飯沼委員の所管質問について、本会議の質問の繰り返しにならないような形で質問をお願いします。

○飯沼委員

安藤議員のご質問の6番目、競争で子どもを追い込む品川「教育改革」から、子どもの権利条約活かした教育への転換を求めるという質問の中の、項目4のところ。教員の多忙化解消へ、土日祝日を含めた在校時間を把握することという質問があるのですが、それに対してのご答弁のところ。3点もう一度お伺いしたいのが、出退勤システムで管理をしているという答弁だったので、この出退勤システムの管理の状況がどのようになっているのか教えていただきたいのが1点です。

2点目が、土日祝日の在校時間、働き方改革に向け実態把握として、職員からの報告を徹底しますということだったので、現状がどうなっていて、そこをどのように報告を受けていくのかという、その違いをちょっと教えていただきたい。

それと3点目が、適切な在校時間を把握することが大切と認識していますとのご答弁だったので、認識をした段階で、この辺が適切にできているのかどうか、現状は適切なのかどうかというところの判断もお聞かせください。

○熊谷指導課長

まず、出退勤システムでの管理方法についてですが、本区では区の行政職員向けの勤怠庶務システムを改修し、平成19年度から出退勤システムとして活用しています。このシステムでは、教職員ごとの出勤時間、それから退勤時間の記録、出張の記録を打刻し、それらを出勤簿に反映することができます。

このシステムなのですけれども、あくまで勤務や出張を命令された時間に対する勤務状況を管理することを目的に設定されたものです。したがって、単に学校に滞在した時間を把握するということはもともと想定しておりませんので、勤務を命じられていない土曜・日曜等に打刻すると、システムの仕様上、エラーが表示されます。先ほど申し上げたように、このシステムは出勤簿と連動しているため、勤務日として誤って表示されてしまうことを防ぐためです。

よって、現状としましては、出退勤システムで管理できない土曜日や日曜日、祝日の在校時間の把握に関しましては、管理職が施設管理日誌等の記録や、部活動の顧問が活動する前や事前に計画を出し、また報告もしますので、それで確認をしたり、また先ほどの施設管理日誌等で、出勤している教員についてはヒアリングをするなどしております。

それに加えてということなのですけれども、働き方改革の視点からも、事前に休業日に学校に出なけ

ればならない状況というのもそこにあると思いますので、副校長にこういう事情で学校に行きますということを出るとか、また教員は週ごとの指導計画、いわゆる「週案簿」を毎週必ず管理職に提出いたしますけれども、休みの日に学校に来た時間、また帰った時間等を記録し、管理職に報告するよう指導してまいりたいと思っております。

3点目の適切な在校時間の把握についてですが、指導課では、出退勤システムを活用し、出勤・退勤の両方が打刻されている正規の教員の打刻時間を毎月集計しております。管理職・教員両方の集計を行っているのですが、校種ごと、学校ごと、または個人単位で在校時間およびその平均を月単位で集計しまして、現在前年度比も含めて毎月学校管理職に提供し、長時間労働に対する指導と、勤務時間に対する意識改革を促しております。このような取り組みを行っておりますのは本区のみであり、勤務日の在校時間については適切に把握しているところです。

なお、今はこうした集計を指導課の職員が行っておりますので、今年度出退勤システムの機能を補うため打刻データを集計し、在校時間を把握するための補助システムを構築しました。次年度からはさらに月単位、週単位、かつ校種、学校、職種、職層、個人ごとの統計情報出力が可能となりました。今回開発した在校時間統計システムにより、教育委員会としましては、教職員の在校時間をこれまで以上に適切に把握し、様々な業務改善を進めていくための基礎とするとともに、学校管理職に教職員の在校時間を確認する手段を提供することで、引き続き勤務時間に対する意識改革を行ってまいりたいと思っております。

○塚本委員長

答弁が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○飯沼委員

ありがとうございます。様々な状況の把握の努力がされているし、このこと自体、指導課にとってはまた仕事が増えているのかなと伺っていて思ったのですが、特にここのところ土日祝日を含めた在校時間を把握することというのは、在校していても結果的に命令がされていない部分においては仕事とは認められていない状況ですよね。打刻してもエラーになる。だから何も残らないわけですね。そういった面で、仕事をしながらも報告をしていない部分もあるのではないかと心配をしているのですが、その辺も実際に管理職に報告するよという、それは当たり前なのですが、命令しないものをやりましたという報告はなかなかしにくいと思うのです。実際においては仕事が存在するので学校にいるのだと思うのです。その辺の考え方というか、そこをどう改善していったらいいのかというのが悩みだと思うのですが、いかがでしょうか。

○熊谷指導課長

まずこの出退勤システムなのですが、62区市町村の中で、出退勤システムを導入しているのが品川区と杉並区のみで、次年度以降これを入れていくというところで実はかなり視察が来ていまして、都教育委員会も本区の視察、どうやって出退勤システムを入れたのか、それから、5つの区市からも視察に来て、次年度参考にしていきたいということでもあります。じゃあ、今ほかの区市町村はどうやっているのだという、全て目視なのです。目で見て、ということは管理職もいなければならず、非常に大変ということで、本区については出退勤システムをもって通常管理しているところです。

都立高校もやはり土日の勤務、例えば部活動等については出退勤システムでかなりできている。これも本区のを参考にしていたシステムなのですが、部活動に関して、それから勤務を命じたもの、

例えば土日の学校説明会については、これは出退勤システムに勤務として登録。しかしそれ以外、やはり出勤簿との兼ね合いがあるということと、それから学校に来て、本当に勤務をする場合もあるのですが、ただ学校に来て図書館で本を読んだりというような自発的な研修等を行っている場合もありますので、一律これが用務でこれが勤務ではないというのがわかりづらい部分もあります。

ですので、先ほど申しあげましたように、例えば週ごとの指導計画、いわゆる週案簿は個人の記録でありますが、管理職とのやり取りをする記録簿にもなっているのです。ですので、そこで自分が何時間働いたか、平日もそうですけれども、記録していくことで自分自身の働き方を見直す契機にもなると思いますので、それについては引き続き学校管理職に指導・助言してまいりたいと思っております。

○南委員

一生懸命品川区の教育委員会として努力はしているのだなということは伝わりました。ただ、個々の先生方に聞いたりすると、例えば何年生の何組のクラス担任をしていて、このような授業をやりたいか、あるいは連携校とのかかわりと持ちたいとか、授業の教科によってはまちに出るまちの人にお話を聞くとか、いろいろな中身があるじゃないですか。そういうのをやるに当たって、授業準備なのだろうと思うのですけれども、やる目的をしっかりと書いて、どこまで何を獲得させるか。当然先生方はそういう計画を立てて、例えば外に出るのであれば外に出てまちの人に聞くと。一つひとつの事柄、取り組みに目的、そして狙い、行った後の状況だとか考察をして全体をまとめていくみたいな作業がどうしてもついて回るということが、改めて私もわかりまして、本当にそれは新しいこと、いいことだと思ってやるけれども、やればやるだけ仕事が増えてしまうという実態がある、そういう仕事なのだという事なのです。

それが、先ほども飯沼委員が言っていた、1日何コマというところの規定が外れてしまって、それで多くなってしまって、1日8時間労働の枠の中に入りきらない実態があるのではないかと私は思うのです。

そういう大変な、やればやるほど仕事が出てきてしまうという、そのところを今のシステム管理のところでは正直になかなか言い切れない。そういうところがあるのかなという印象を持ちながら伺っていたのが一つで、現状どうなのかというところを聞きたいのと、それから、やはりそういうところは、今働き方改革みたいなところもある中で、風呂敷残業みたいな表現が昔ありましたけれども、職場で残業するのではなくて家に持ち帰りなりして、出退勤にはなかなかつかないよう仕事の解消をする、残業をするという実態も出てくるのではないかとこのことをちょっと気にしながら、今説明を聞いていたのですが、そういう点はどのように、あるのかないのかの認識も含めて、全てのオーバーワークのところは解消していくことが最も大事なことで、その辺についての考え方、捉え方を伺いたいと思います。

○熊谷指導課長

やはり教員業務の特殊性というところがあるかと思うのですけれども、特に子どもたちのためにというところでどんどん頑張ってしまうので、どこまでやればいいのかという際限がないのです。あとは自分がやらないとということもあります。でもそのところをもう少し考え方を変える必要が、管理職も教員自身もあるかと思えます。

ですので、品川区では品川コミュニティ・スクールを導入して3年目になりますけれども、先ほどお話があった例えばまちの人に学ぶまち探検というようなことも、これまでは副校長、また学年主任が調整をしたり、まちの方と直接いつ何時にこのような方法で伺いますなどということをやってきたところ

を、コーディネーターが現在やるようになっていきます。そういったつなぐというところについては、直接教員がかかわらなくてもやれるところもあります。ですので、大事な部分はきちんと教員が目的を持って、意図を持って進めていくことが必要ですけれども、これはほかの人でも大丈夫というところはほかの人の力も借りながら、一緒に進めていくことが重要だと思っています。

また今、風呂敷残業というようなこともあったのですけれども、多分様々な環境がございまして、子育てをしている方もいらっしゃるし、自宅が遠い方もいらっしゃる。また勤務時間のほとんどを仕事で使える方もいれば、なかなか家のこともあって学校に来て業務することができないという方もいらっしゃると思いますので、そういったことも含めてしっかり把握していくことが重要だと思っています。

ただ、そのタイムカードというのはあくまでも勤務ということで、システムとして行っていきますけれども、管理職とそれから個々の教員とでやり取りをする週案簿は、その中で多くの管理職がコメントをたくさん書いています。授業の内容に加えて、そこに困っていることや悩んでいることも書いています教員の方が多くおりますので、そういったやり取りを通して、教員の大変さですとか、抱えている状況を把握していくことも重要ではないかと思っております。

○南委員

把握することが重要だとおっしゃって、そのとおりでと思います。それで、やはり最終的にはどうという先生が子どもにとっていいかという点については、先生が健康で、そして子どもとの関係が良好にとれて、学校に行って学ぶことを子どもたちが喜んで受けとめて学校に登校していける。そのことを通じて、隣の子どもたちとも仲よく信頼関係が保てるという学校になることが一番重要なので、授業の準備につきまとうやらなければいけない準備をコーディネーターも含めて対応しているという話が先ほどありましたが、やはり最終的には教員を増やすしかないのではないかと私は思っています。したがってここではもうこんな時間にもなってしまったので、また改めて質問させていただきたいと思っておりますけれども、教員を増やすということを抜きにどれだけコーディネーターを採用しても、やはり基本的なところというのは解消されていかないと思うのです。一番教育は何なのだというところを抜かして考えていないとは思いますが、そういう方向ではまずいかなということは意見として申し上げて終わりたいと思います。

○塚本委員長

ほかにはご発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○塚本委員長

以上で、所管質問を終了いたします。

(2) 議会閉会中継続審査調査事項について

○塚本委員長

次に、(2)議会閉会中継続審査調査事項についてでございますが、お手元の申出書(案)のとおりで、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○塚本委員長

ありがとうございます。それでは、この案のとおり申し出をいたします。

(3) 委員長報告について

○塚本委員長

それでは、次に(3)委員長報告についてを議題に供します。

昨日の議案審査の結果報告につきましては、正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○塚本委員長

ありがとうございます。それでは、正副でまとめさせていただきます。

(4) その他

○塚本委員長

次に、(4)その他でございます。

その他で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○塚本委員長

ないようですので、正副より1点ご報告いたします。

先月の委員会でご案内いたしました今期の当委員会の所管事務調査の現況報告につきまして、お手元に配付のとおり議長に提出いたしますので、ご報告いたします。委員および理事者の皆様のご協力に、この場を借りて改めて感謝申し上げます。ありがとうございました。

以上で、その他を終了いたします。

それでは、本日がこのメンバーによる最後の委員会となりますので、正副委員長からご挨拶をさせていただきます。

それでは、鈴木博副委員長からお願いいたします。

○鈴木（博）副委員長

1年間、このメンバーでいろいろ活発な討論等もありまして、いろいろ勉強させていただきました。理事者の方々もいろいろ専門的な立場からご答弁いただきまして、いろいろ勉強となりましたので、感謝を申し上げます。

この1年間無事に、先ほど正副でまとめたレポートもできましたので、実りある1年間だったと思います。いろいろ感謝を申し上げながら、副委員長として最後のご挨拶とさせていただきたいと思います。

○塚本委員長

ありがとうございました。

それでは、続きまして私からご挨拶を申し上げます。

1年間、文教委員会の委員長としてその任を務めさせていただきました。皆様のご協力をもって本日を迎えることができたと思います。大変にありがとうございました。

特に行政視察では、事務局のお2人には大変に変更、変更というか、厳しい状況の中で獅子奮迅といえますか、行っていただきまして、何とか行政視察できたということについては思い出でもあり、大変にご苦勞をかけたということで、改めて感謝申し上げたいと思います。ありがとうございました。

1年間、本当にこういった形で文教委員会を進めさせていただきましたことにつきまして、改めて感謝申し上げます。最後のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

これもちまして、文教委員会を閉会いたします。

○午後0時27分閉会